

国文論藻

第二十五号

京都女子大学大学院

文学研究科研究紀要

2026年

京都女子大学

目次

今川氏真の和歌表現

——『百首・法楽百首』をめぐって——

小山順子……………1

岡本宗好家集、田村宗永編『露底集』

解題と翻刻(中) 秋の部

大谷俊太……………31

京都女子大学吉澤文庫所蔵『矢背日記』影印と翻刻

——『吉澤文庫善本解題目録』補録——

中前正志
梶山柚輝……………61

初期『文芸倶楽部』に於ける絵と小説の研究に向けて

——明治二十年代の雑誌編輯と絵と文と——

……………
峯村至津子……………81

『国文論藻』 投稿規定

一、〔投稿資格〕

- ①京都市女子大学文学部国文学科大学院担当教員。
- ②京都女子大学大学院（国文学専攻）所属学生および大学院を修了・退学した者。
- ③上記以外の者で、編集委員会の認めた者。

二、〔刊行回数・時期・投稿の締め切り〕

- ①毎年一回。三月に刊行する。
- ②九月二〇日を投稿の締め切りとする。

三、〔投稿の枚数〕

- ①400字詰原稿用紙五〇枚（二〇、〇〇〇字）を目安とする。
- ②完成原稿であること。

四、〔投稿に際しての注意事項〕

- ①原稿並びにコピー一部の合計二部を提出すること。
- ②800字程度の要旨二部を添えること。
- ③連絡先の住所、電話番号・メールアドレス等を記した別紙を添えること。（採否の連絡・校正原稿送付等のため）

五、〔投稿先〕

〒605-8501 京都市東山区今熊野北日吉町35番地
京都女子大学大学院文学研究科国文学専攻

『国文論藻』編集委員会 宛

六、〔投稿論文の採否〕

投稿論文は、編集委員会委員、或いは関連分野の学内・

七、〔校正〕

学外研究者の査読の結果を経て、編集委員会において採否の決定を行う。

校正は再校までとし、校正段階における大幅な加筆・修正は認めない。

八、〔本誌・抜き刷りの贈呈〕

掲載された原稿の執筆者には、掲載誌五部と、抜き刷り三〇部を進呈する。

九、〔掲載論文の著作権及び電子媒体による公開〕

本誌に掲載された論文等については著作権の複製権・公衆送信権を京都女子大学大学院文学研究科（国文学専攻）及び京都女子大学に許諾するものとする。但し、著作権の移動はなく、著者は両者、或いはいずれか一方への許諾をいつでも取り消すことができる。

本誌に掲載された論文等の全文又は一部を電子化し、京都女子大学学術情報リポジトリサーバ或いはその他のコンピュータネットワーク上で公開することがある。

以上の規定は二〇一二年七月四日の編集委員会における申し合わせによる。本規定は二〇一二年より適用する。

二〇二五年度『国文論藻』編集委員

池原 陽斉、大谷 俊太、小山 順子、坂本 信道、
田上 稔、中島和歌子、中前 正志、峯村至津子

「国文論藻」 京都女子大学大学院
文学研究科研究紀要

第二十五号

二〇二六年（令和八年）三月六日発行

編 集 京都女子大学大学院文学研究科
国文学専攻（博士後期課程）

発 行 京都女子大学

〒605-8501

京都市東山区今熊野北日吉町三五

電話 〇七五―五三一―七〇五一（代表）

印刷・製本 株式会社 昭英社

〒600-8229

京都市下京区五条通河原町西入ル

電話 〇七五―三五一―一八一（代表）

